



**省エネ法対応は**

私たちは国土交通省の登録  
建築物調査機関です。

**富士建築士会にお任せ下さい！**

### 省エネルギー措置の届出義務

- ◆改正省エネ法の施行により、平成22年4月1日から、延べ床面積が**300㎡以上**のすべての建築物に対して、省エネルギー措置の届出が必要になりました。
- ◆省エネルギー措置の届出は、着手予定日の21日前までに所管行政庁へ届け出る必要があります。

### 当会の支援業務内容

- ◆延べ床面積300㎡以上2,000㎡未満の建築物（第二種特定建築物）の省エネルギー措置の届出書を、ご依頼から1~2週間で作成いたします。
- ◆詳しくは、裏面をご覧ください。

**お気軽にお問い合わせ下さい**

(一般社団法人) **富士建築士会**

〒417-0047 富士市青島町199 一柳ビル1階

TEL 0545-54-1872 FAX 0545-54-1873

E-mail : [kkai-fuji@nifty.com](mailto:kkai-fuji@nifty.com)